

議案第 7 2 号

三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

三次市堆肥センター設置及び管理条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 0 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表三次市堆肥センターさくぎの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。